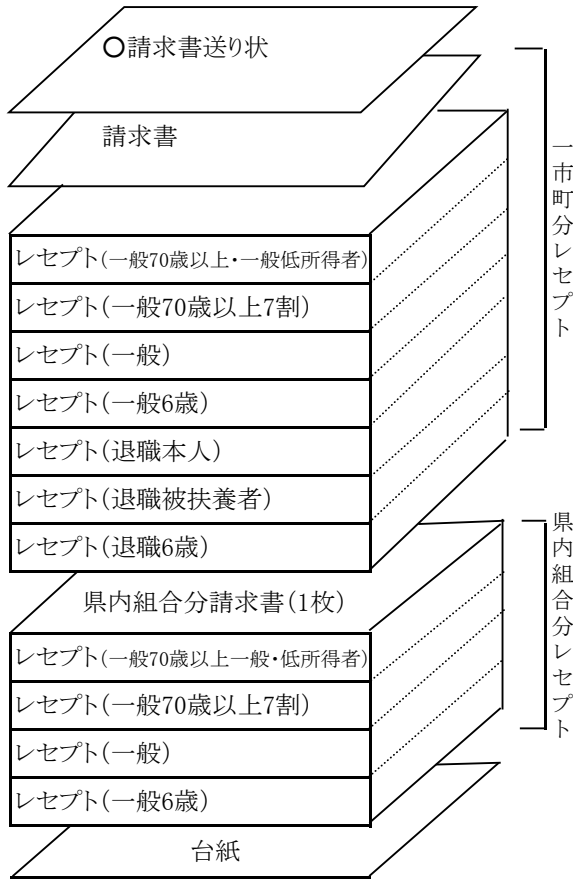


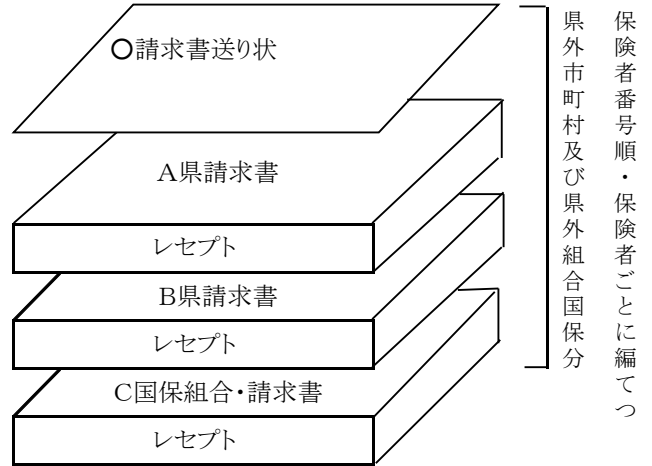
診療報酬請求書送り状・診療報酬請求書及び診療報酬明細書の編てつ方法

(*県内分、県外分を別々に綴じてください。)

◎県内分



◎県外分



※県外分については、県内分と同様に各保険者(市・町・村・国保組合)ごとに、請求書をそれぞれ1枚添付して編てつしてください。

◎県内分として扱う国保組合

- ・香川県医師国保組合
- ・香川県建設国保組合

◎県外分として扱う国保組合

- ・上記2組合以外の国保組合

入院・入院外がある場合は、入院で上記の順に固めて、その下に入院外で上記の順に固めて、各保険者ごとに編てつしてください。

| 県内分編てつ順 | |
|---------|--------|
| 高 松 市 | 370015 |
| 丸 亀 市 | 370023 |
| 坂 出 市 | 370031 |
| ∫ | ∫ |
| 綾 川 町 | 370916 |
| 香川県医師国保 | 373019 |
| 香川県建設国保 | 373043 |

なお、資格者証の方(被保険者証の記号が「資-香川〇〇」と記載)は、「特別療養費」となりますので、別紙送り状(資格証明書用)を添付の上、レセプトにも朱書きで「特別療養費」と記載して別綴じて請求して下さい。